

議案第 25 号

東村山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

令和 3 年 5 月 21 日提出

提出者 東村山市長 渡 部 尚

東村山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

東村山市道路占用料徴収条例（昭和 50 年東村山市条例第 6 号）の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、公共交通事業者を取り巻く環境が著しく変化していることに鑑み、今後の公共交通事業者の事業継続に向けた支援を行うため、本案を提出するものである。

3 東村山市条例第　号

東村山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

東村山市道路占用料徴収条例（昭和 50 年東村山市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「令和 2 年度」の次に「及び令和 3 年度」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の附則第 2 項の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

東村山市道路占用料徴収条例の一部を
改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 _____改正箇所

新 条 例

附 則（昭和 50 年東村山市条例第 6 号）

- 1 (略)
(新型コロナウイルス感染症等の影響による占用料の減免の基準等の特例)
- 2 第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、事業者（バス停留所標識及びバス待合所の使用により占用料の額の一部が免除されているものに限る。）で、その行う事業の継続等に資するための支援が必要と市長が認めるものについては、令和 2 年度及び令和 3 年度における占用料の全額を免除する。
- 3 第 4 条第 3 項の規定にかかわらず、前項の規定による免除を受けた事業者については、既納の占用料があるときは、市長はこれを還付することができる。

旧 条 例

附 則（昭和 50 年東村山市条例第 6 号）

- 1 (略)
(新型コロナウイルス感染症等の影響による占用料の減免の基準等の特例)
- 2 第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、事業者（バス停留所標識及びバス待合所の使用により占用料の額の一部が免除されているものに限る。）で、その行う事業の継続等に資するための支援が必要と市長が認めるものについては、令和 2 年度における占用料の全額を免除する。
- 3 (同左)